

研究発表 (1)

## AASL「新学校図書館基準」の概要と意義

中島幸子, 坂下直子, 大城善盛

(同志社大学嘱託講師 京都女子大学非常勤講師 元同志社大学教授)

### The National School Library Standards for Learners, School Librarians, and School libraries: Overview and Significance.

By Sachiko NAKAJIMA, Naoko SAKASHITA, and Zensei OSHIRO

(Part-time Lecturer at Doshisha University

Part-time Lecturer at Kyoto Women's University

Former Professor at Doshisha University)

## 1 はじめに

2018年にAASL(American Association of School Librariansの略, アメリカ学校図書館員協会のことで, 以後AASLとする)より「新学校図書館基準」が刊行された<sup>1)</sup>。AASLはこれまで多くの学校図書館基準を作成し, その当時の社会や教育界の変化を反映して学校図書館の使命, 役割を提唱してきた。2018年版の「新学校図書館基準」ではタイトル「学習者, 学校図書館員, 学校図書館の全国学校図書館基準」(英文名: National School Library Standards for Learners, School Librarians and School Libraries)が示すように, 「学習者」, 「学校図書館員」, 「学校図書館」の3者の基準を掲げ<sup>2)</sup>, その上に3者を統合したコンセプトを元にした「統合フレームワーク」<sup>3)</sup>を示している。本発表では「新学校図書館基準」に表現された新たな基準の概要を俯瞰し, 学校図書館の使命, 役割について考察した。また日本の学校図書館界への示唆となるものを探り, 提言を試みた。先行研究は, これまで作成された基準やガイドラインに関する研究文献はたくさんあるが<sup>4)</sup>, この「新学校図書館基準」に関する文献はまだ紹介やレビューにとどまり<sup>5)</sup>, その数は少ない。

## 2 AASL作成の学校図書館基準の成立小史

「新学校図書館基準」(以後, AASL新基準という)の序章<sup>6)</sup>と付表<sup>7)</sup>にこれまでの学校図書館基準とガイドラインの成立小史が記載されている。それによると, 1915年, Library Journal誌に発表された“The Development of the Modern High School”が最初の文書とされている。このときは図書室を提案し, ふさわしい家具や所蔵資料の内容などについて記されている。1920年に“Standard Library Organization and Equipment for Secondary Schools”がAASLなどにより作成され, これがAASLによる最初の基準であるが, 2018年までに総計18個の基準が作成されてきた。新しく基準が作成される背景には, マルチメディア, インターネット, 情報アクセス, グローバルなつながり

り、情報リテラシーといったその当時の社会、教育界の急速な変革があり、それを踏まえて基準の概念は変化してきたと言える。まず1920年では学校図書館のサービスとは何かを示し、1960年代になるとメディアというキーワードと共に学校図書館はメディアセンターと呼ばれ、メディアプログラム8)が中心となった。1988年からは資料へのアクセスに注目が集まり、1998年にインフォメーション・パワーというタイトルの下に、情報技術、インターネット、情報リテラシーの育成、クラス担任との協働が謳われた。2007年には『21世紀学習者基準』が刊行され、9つの共通の信念と学習者の能力(スキル、態度、責任、自己評価)について相互の関連性、実践を提示した9)。

このように基準の概念の変遷とともに基準が示す学校図書館員の名称、役割も変化してきた。名称は、初め「学校図書館員 (school librarian)」であったが、1968年に「学校図書館メディアスペシャリスト (school library media specialist)」となり、2018年から再び「学校図書館員 (school librarian)」となっている10)。役割が大きく変わったのは、1988年の基準で、情報の専門家 (information specialist)、教師 (teacher)、学習指導のコンサルタントの3つの役割を持つとされる11)。1998年には、教師、教授指導のパートナー、情報の専門家、プログラムの管理者の4つの役割12)をあげ、さらに2009年には、主要な4つの役割(教師、情報の専門家、授業のパートナー、プログラム管理者)に加えて、将来の専門職に欠かせない役割として「リーダー」をあげている。役割の順位は、2009年時点ではトップに教師が来ているが、将来は授業のパートナー、情報の専門家、教師、プログラム管理者の順になるだろうと予測している13)。これは学校教育の中で学校図書館員がリーダーシップを発揮し、授業のパートナーとして他の教育者と対等の位置で活動する役割が求められているという意味であろう。学校図書館が学校教育の中で重要な部分を占めていることがうかがえる。

### 3 AASL 新基準の概要

中村は、AASL 新基準について次のように説明している14)。

学習者、学校図書館員、学校図書館という3者が、思考 (Think)、創造 (Create)、共有 (Share)、成長 (Grow) という4つの学習領域を通して、互いに交わる、つまり思考し、創造し、共有し、成長しながら、共に学び合うという考え方である。(中略) 何について学び合うのかというと、6つの共通認識を反映する、3者が共有する「基盤」 (shared foundations) の6要素についてである。

AASL 新基準は、学習者、学校図書館員、学校図書館の3者の基準を示し、各々が4つの学習領域を通してどのような役割を果たすべきか、どのように活動すべきかについて、共有する基盤を核にして学習することを具体的に示している。その上で統合フレームワークをマトリックス上に表現し、実践する上で3者に役に立つような工夫がなされている。

まず、AASL 新基準の作成プロセスは以下のものであった15)。

- 2015年 計画スタート

AASL はこれまでの基準と公式声明をレビューして現在には合わないものと見落とされているものに分けた。他の教育団体や情報系組織で作成されている基準についても議論した。

- 2015年 – 2016年 調査活動

全国の学校図書館の関係者と学校図書館員 1300人以上から基準の活用や今後の基準についての意見を集めた。(オンライン及びインタビュー調査)

- 2016年 – 2017年 データ収集, 分析からドラフト作成へ

このように AASL 新基準は作成のプロセスにおいて, 学校図書館のステークホルダーや学校図書館員から意見を集めている。学校図書館の中だけで決めるのではなく, 常に学校図書館を取り巻く外部要件も重視している証拠であろう。

次に AASL 新基準の目的は以下のように示されている 16)。まず, 一つ目は「個人的に使えるガイドとして」, 二つ目は「学習者と学校図書館員が段階的に発展するために作られたガイド」である。「個人的に使える」ということは, 学習者, 学校図書館員が学習活動あるいは専門的職務において, 各時点で適切な行動を決定するためのガイドであるとされている。「段階的発展のため」ということは, 学習者と学校図書館員が, まず思考 (Think) のレベルで能力を習得して, それから, 創造 (Create), 共有 (Share), 成長 (Grow) へと段階的に発展する探究プロセスを導くためのガイドであるとされている。

## 4 AASL 新基準の構成

AASL 新基準は 15 章構成であるが, 本発表では Part I 序章と Part II 3 者の統合フレームワーク, Part III 評価と査察の章を取り上げる。まず序章では 6 つの共通信念 (common beliefs) と学習者, 学校図書館員, 学校図書館の 3 者の基準が示されていて, それぞれの学習領域とコンピテンシー, 共有基盤となる概念が解説されている。6 つの共通信念は以下の通りである。

1. 学校図書館は学習コミュニティの中で独自で不可欠なものである。
2. 十分な資質と能力を持つ学校図書館員は機能的な学校図書館へと先導する。
3. 学習者は大学への進学, 職業, 人生のために十分な準備が必要である。
4. 読むことは個人的な能力, 学力の核心である。
5. 知的自由はすべての学習者が持つ権利である。
6. 情報技術は適確に統合され, 公平に入手できるものでなければならない。

これを 2007 年版の『21 世紀学習者基準』(以後, 2007 年版とする) の「9 つの信念」17) と比較してみる。1. 3. 4. 6. については内容的に共通しているといえるが, 2. と同様の表現は見られないこと, 5. については, 2007 年版では倫理的な情報利用という表現にとどまっていることが違いである。

また 2007 年版に出現している「探究は学びの骨格」, 「学びは社会的文脈の中で行われる」という内容は AASL 新基準では見当たらない。しかし, 「探究」や「学び」という概念は AASL 新基準では全体の中心に存在するコアの役割をなしているといえる。

次に 3 者のそれぞれの基準の項目をなす共有基盤と学習領域を見ていく 18)。共有基盤は, 学習者, 学校図書館員, 学校図書館の 3 者が共有するものであり, 6 つの基盤 (Shared Foundations) = 基本的価値観とその取り組み (Key Commitment) は以下の通りである。

- I. 探究する (Inquire) = 問題を探究し、批判的に考え、見極め、解決のために戦略を練ることによって新しい知識を構築する。
- II. 包摂する (Include) = 学習コミュニティにおいて多様性に対する包摂と尊重を理解して取り組む。
- III. 協働する (Collaborate) = 他者と協働で効果的に学習し、視野を広げ、共通の目標に向かって行動する。
- IV. 整理する (Curate) = 個人に適した資源を収集し組織し共有することにより自身と他者のための意味付けする。
- V. 探索する (Explore) = 経験や省察を通して形成された見方や考え方で発見や変革をする。
- VI. 関与する (Engage) = 現実のコミュニティの中で又は相互につながった世界の中で関わりながら、自立して知識生産物を安全で合法的、倫理的に創造し共有する。

学習領域は思考から始まる学習の発展段階と捉え、探究プロセスを反映しているものであり、段階的に展開される学習領域 (domains) とコンピテンシー (competency) は以下の通りである。

- A. 思考 (THINK) = 探究し、批判的に思考し、知識を得る。
- B. 創造 (CREATE) = 結論を導き出し、情報に基づいて意思決定を行い、知識を新しい状況へ応用し新しい知識を創造する。
- C. 共有 (SHARE) = 民主主義社会のメンバーとして、知識を共有し、倫理的かつ生産的に参加する。
- D. 成長 (GROW) = 人格と美意識を育む。

## 5 統合フレームワーク

学習者基準、学校図書館員基準、学校図書館基準を統合したフレームワークが Part II で示されている。この一部を表 1 に示す。この統合フレームワークは、学校図書館員や教育者が 3 者を横断的に考えて、学ぶことと教えることへの総合的なアプローチを示している。6 つの共有基盤について 3 者がそれぞれ学習領域を展開していくことになるが、学習者と学校図書館員はコンピテンシーを示し、学校図書館については、アラインメント（提携、調整）を示している。

統合フレームワークは学習者が中心となるので、まず学習者のコンピテンシーが示されている。「I. 探究する」という価値概念を共有基盤として学習する場合に「A. 思考」という学習領域を一例として統合フレームワークを考えてみよう。

### <学習者基準>

学習者は「あるテーマを持って探究するとはどういうことか」を学ぼうとしているとする。「A. 思考」という学習領域で育成されるべきコンピテンシーとして「テーマに関連した自らの好奇心を表現し、自発的な行動ができる」ことであり、それは「1. 問いを形成」することや「2. 既存知識と背景知識の活用をする」ことによって習得できるとされている。

表 1: 統合フレームワーク (I. 探究する)

共有基盤	I. 探究する = Inquire		
	学習者	学校図書館員	学校図書館
<b>A. 思考 THINK</b>	好奇心を表現し自発的行動。 1. 問いを形成。 2. 既存知識と背景知識の活用。	好奇心をもって自発的な行動を取ることを指導。 1. 問いの形成を促進。 2. 既存知識や背景知識を活性化。	好奇心と自発性を実現。 1. 学年レベル, 教科科目への探究プロセスの埋め込み。 2. 組織的な指導法の開発と情報検索プロセスを活用。
<b>B. 創造 CREATE</b>	新しい知識を構築。 1. エビデンスを利用し, 知識のギャップを埋め合わせ。 2. 学習成果物を創造。	新しい知識構築を促進。 1. 問いに対する回答を探究。 2. ギャップを埋める計画。 3. 創るプロセスを指導。	新しい知識生成の可能性。 1. 全ての学習者, 教育者のために情報資源, 思想, テクノロジー, 人的資源へのアクセスを提供。 2. 必要な時にスタッフや資源に学習者, 教育者がアクセスできるようにフレキシブルな支援。
<b>C. 共有 SHARE</b>	他者と学習成果を修正, 伝達, 交換。 1. 他者が提示した内容を受容し, 建設的なフィードバックを提供しそれをもとに行動。 2. 学習コミュニティと成果物を共有。	探索プロセスにおいて焦点の維持を指導。 1. 探究ベースの調査プロセスの評価を支援。 2. 共有する機会や省察する機会を提供。	学習者に焦点を維持する機会を提供。 1. 安全で順応性のあるサポート可能な教育学習環境を創造。 2. バリアフリーでユニバーサルデザインにより, 平等な物理的・知的アクセスを可能。 3. 学習成果の計測とデータ資源を保障。
<b>D. 成長 GROW</b>	探究プロセスに参加。 1. 知識を継続して追求し探究を持続。 2. 現実の世界と通じた新しい理解の取得。 3. 省察して情報に基づく決定。	探究ベースのプロセスを提示し, 実践。 1. 調査プロセスで学習者やスタッフを指導。 2. 学習者の個別的な興味に注目。 3. 新しい知識を現実世界とつなげる。	探究ベースのプロセスを保証。 1. 批判的思考と探究の態度を形成する支援。 2. 学習と学校の機能を最大にするために, 学校図書館や情報, 情報機器の果たす役割を補強。

注: American Association of School Librarians, *National School Library Standards for Learners, School Librarians, and School Libraries*, ALA, 2018, p.68-69 に掲載の表を筆者らが日本語訳した。

### <学校図書館員基準>

同様に「A. 思考」という学習領域において求められる学校図書館員のコンピテンシーは、学習者が「探究とはどういうことかを学んでいる」とした場合に、学習者が好奇心をもって自発的な行動を取るように指導できることである。それは、学習者の「1. 問いの形成を促進」し、「既存知識や背景知識を活性化」することによって可能となるとされている。

### <学校図書館基準>

学校図書館は、学習者が「探究とはどういうことか」を学び、学校図書館員がそれを支援する場合に、「A. 思考」という学習領域では、学校図書館が提携・調整できることは、学習者の好奇心と自発性を実現するために、「1. 学年レベル, 教科科目への探究プロセスを埋め込み」ができるようにすることや学校図書館員のために「2. 組織的な指導法の開発と情報検索プロセスの活用」を促進することであるとされている。

このようにして、3者がそれぞれコンピテンシーを獲得し、また調整・提携ができれば、「I. 探究する」という共有基盤、すなわち基本的価値概念「探究するとはどういうことか」について、それぞれの立場で学習経験を共有した学び合いが可能となるといえる。

残りの5つの共有基盤、すなわち、II. 包摂する、III. 協働する、IV. 整理する、V. 探索する、VI. 関与する、についても、「I. 探究する」と同様に、4つの学習領域を展開する3者のコンピテンシー、あるいはアラインメントを具体的に示し、学習者の学習経験を共有した学び合いの実現をめざす統合フレームワークとなっている。

## 6 学習者、学校図書館員、学校図書館の評価

3者の評価についてはPart IIIで述べられている。まず、学習者の成長を評価するために、2つの評価法が考えられる。一つは形成的評価であり、もう一つは総括的評価である。形成的評価は学習のプロセスにおける学習者の進歩の度合いを同定するものであり、評価の基準、評価方法、尺度、評価者を決定する必要がある。特に評価者においては、自己、同僚、学校図書館員、またそれらの複合評価が考えられる。総括的評価は学習者のトピックスやスキルにおける習熟度を測るものであり、ポートフォリオ、個人の記録、感想やエッセイ、成果物または発表で評価する。

次に学校図書館員の成長を評価するために、やはり形成的評価と総括的評価がある。形成的評価は、実践やプロセス、課題成功例などを管理者と学校図書館員の会話から始めることにより評価する。いろいろなチェックポイントの機会を利用して、周囲からのフィードバックに応え、実践を修正していくことができる。総括的評価は、1年、または長期で集められた観察、学習者のサンプル、図書館指導資料、学習者やスタッフのフィードバックなどのエビデンスを使って評価する。統計データなども利用できる。

学校図書館を評価する場合は、まず学校図書館の責任に関して3つのレベルで評価する。第1のレベルは図書館自体の評価である。これは図書館のポリシー、所蔵資料、バリアフリーなどの設備と適正な技術設備、地域のメンバーが学習する機会などが評価ポイントである。第2のレベルは学校区レベルの評価で、これは学校図書館長や学校区教育長が学校と学校区のビジョン、使命、目標のために取り組んでいることを評価する。第3のレベルは州レベルの評価で、州の教育部署が提供する学校図書館や学校図書館員に対する技術的サポート、ネットワーク、職員研修、研究に必要な情報提供、ベストプラクティス、資金などが評価のポイントとなる。もう一つの学校図書館の評価は統合フレームワークにある主要な取り組みに関するチェックリストによる評価法である。

## 7 AASL 新基準の意義

AASL 新基準の意義は、まず、6つの共通信念で明確に主張されている通り、学習活動に学校図書館が不可欠であり、そのために資質・能力のある学校図書館員のリーダーシップが大きな役割を果たすことができるということである。加えて知的自由と情報格差の解消、読むことの重要性を強調していることである。次にAASL 新基準における「学び合う」の捉え方は、学習者、学校図書館員、学校

図書館の3者の具体的な能力、態度、関わりを提示して、あくまでも学習者中心として、探究学習のプロセス (Think, Create, Share, Grow) を展開しながら、学習コミュニティの存在とグローバル・シチズンであることを認識し、他者との協働、同一と相違への理解を示すことである。

## 8 日本の学校図書館の基準類と「AASL 新基準」から学ぶもの

日本の学校図書館を規定する法律や基準は、政府によるもの、全国学校図書館協議会（以後、全国SLA という）によるものなど様々である。まず1953年に制定された学校図書館法により、学校図書館の目的や役割、職員などについて基本的な規定がなされている。それ以前の1948年に文部省は『学校図書館の手引』19)を作成している。内容は具体的でわかりやすいものであり、現在でも十分活用できるものといえる。その後『学校図書館運営の手びき』(1959)をはじめとして、1972年までに、小学校、中学校、高等学校における学校図書館の利用や運営などについての手びきを文部省が編集している20)。山田はこの時期を「学校図書館の方向確立期」として、「第二次米国使節団の報告書で示唆された学校図書館の教材センター化、資料センター化と、今後の方向づけがなされている」と捉えている21)。その後40年以上経ち、ようやく2017年に文部科学省が「学校図書館ガイドライン」を作成した22)。これは「学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議」で出された報告23)を踏まえたもので、「教育委員会や学校等にとって参考となるよう、学校図書館の運営上の重要な事項についてその望ましい在り方を示したものであること」として、「通知」24)の別添資料となっている。そのほか政策的な提言といえる各種報告書は、特に中央教育審議会や文部科学省の諮問機関などから出されるものが多く25)、時代の変化を反映した学校図書館の在り方について示されており、学校図書館活動の推進力となっているものの、参考資料であり学校図書館現場にどれくらい浸透しているかは明確ではない。

全国SLAは「学校図書館憲章」(1991)を始め、実務に関連する様々な基準をこれまで14種類作成26)しており、最近では「学び方の指導体系表」を改訂し27)、学校図書館の職務分担表を新規に作成した28)。それらは各学校によって必要に応じて参照され、自校の運営方針作りに役立つような形になっている。

教育課程を規定している「学習指導要領」は、学校図書館の活動と密接に関係する重要なガイドラインの役割を果たすものとして影響力は大きい。ほぼ10年毎に改訂されており、学校図書館に関する記述があるが、最近の探究学習重視の教育課程においては、学校図書館をより重視する記述に変化している29)。2020年改訂の学習指導要領ではアクティブ・ラーニング（主体的・対話的で深い学び）30)の視点から実現される「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」は以下のように定義されている31)。

- 「主体的な学び」

学ぶことに興味・関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら見通しを持って、粘り強く取り組み、自らの学習活動を振り返って次につなげる

- 「対話的な学び」

子ども同士の協働、教員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通

じ、自らの考えを広げ深める

- 「深い学び」

各教科等で習得した知識や考え方を活用し（見方、考え方を働かせ）、問いを見出して解決したり、自己の考えを形成し表したり、思いを基に構想・創造したりすることに向かう

これらの学びのいわばコンピテンシーである「資質・能力」の要素を「教育の3つの柱」として中教審が整理している(32)。教育課程にはこれら3つをバランスよくふくらませながら成長していく役割が期待されているとしている。3つの柱の意味は以下の通りである。

1. 「何を知っているか、何ができるか（個別の知識・技能）」
2. 「知っていること・できることをどう使うか（思考力・判断力・表現力等）」
3. 「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか（学びに向かう力・人間性等）」

3つの柱の意味は、AASL 新基準の4つの学習領域の「思考」、「創造」、「共有」、「成長」の定義と共通している考え方であると言える。またアクティブ・ラーニングの学びに見られる、「興味・関心」、「協働・他の人との対話」、「問いを見出し解決」ということばは、AASLの統合フレームワークに何度も登場している表現であり、米国と日本の学習観との共通点を見出すことができる。この学習観について溝上(33)は、学習は個人の知識・技能の習得を中心とした個人的ものから他者や集団を組み込み、協働的なもの、社会的なものへと拡張していくものと捉え、「学習の社会化」と呼んでいる。さらに学校図書館との関連について、かつての知識・情報資源の提供支援という学校図書館から、協働的な学習の空間として利用され授業外の学習を支援する、いわばラーニングコモンズ的な要素が学校図書館に求められているとして、学校図書館の変革を示唆している。

今、日本の学校図書館は、このような学習観の変化を受け止める必要がある。AASLが掲げる学習者、学校図書館員、学校図書館の統合フレームワークが示すように、3者の協働体制をつくり、学習共同体における学校図書館を位置づけ、地域、世界というグローバルな共同体の中で学校図書館を考える視点を持つことが必要である。

そのために学校図書館界が実践すべきことは、政府主導ではなく、教育学の研究者、学校図書館の研究者、教員、司書教諭など学校図書館担当職員の協働で教育政策、動向を踏まえた明確なガイドラインを作成し、それを10年毎ぐらいに改訂しながら改善を目指すことではないだろうか。またAASL新基準の作成プロセスにあるように、学校図書館現場でガイドラインがどのように活用されているかを十分調査し、ガイドラインの活用を促進することも重要である。現状を分析しながら、現在の教育界で注目されているアクティブラーニングを変革の契機として、地道な学校図書館活用の事例を蓄積し、それらをベースにしてガイドラインを改訂していく施策も必要である。学校図書館サイドからもっと情報発信をすることによって、学習指導要領、各種教育政策報告書に学校図書館に関する記述の増加をはかることも Advocacy の一つになると考える。

## 9 まとめ

本発表では、AASL 新基準の概要を俯瞰し、学習者、学校図書館員、学校図書館の3者の基準を統合して、ともに学び合うという考え方が統合フレームワークに示されていることを述べた。またAASL 新基準ではこれらの3者が、6つの共有する価値概念を基盤として学習領域を展開しながら、それぞれの能力（コンピテンシー）を達成することが求められていること、それらの評価は形成的、総括的に実施され、関係者からのフィードバックに応えながら学習を改善していく必要があることを概観した。最後にAASL 新基準から学ぶこととして、日本でも学習観は急速に変化してきており、学校図書館を変革するための基準づくりが必要であることを示唆した。

## 注および引用文献

- 1) American Association of School Librarians, *National School Library Standards for Learners, School Librarians, and School Libraries*, ALA, 2018, 314p.
- 2) American Association of School Librarians, *National School Library Standards for Learners, School Librarians, and School Libraries*, ALA, 2018, p.27-64.
- 3) American Association of School Librarians, *National School Library Standards for Learners, School Librarians, and School Libraries*, ALA, 2018, p.65-119.
- 4) たとえば、次のような研究文献がある。  
柳勝文「アメリカの学校図書館基準について」『学校図書館』(721), 2010.11, p.81-83.  
山田泰嗣「戦後初期における学校図書館の展開 - 『学校図書館の手引』編集の時期を中心に」『佛教大学教育学部学会紀要』(7), 2008.3, p.1-15.  
渡辺信一 [ほか]「アメリカの新しい学校図書館基準に関する一考察」『同志社大学図書館学年報別冊 同志社図書館情報学』10, 1999.4, p.22-83.
- 5) つぎのような紹介やレビューがある。  
中村百合子「米国学校図書館員協会による新学校図書館基準〈文献紹介〉」『カレントアウェアネス-E』343, 2018.3. <<https://current.ndl.go.jp/e2006>>. [引用日：2019-08-05]  
Loertscher, David V., “National School Library Standards for Learner, School Librarians, and School Libraries,” *Teacher Librarian*. 45(3), 2018.2, p.36-48, 71.
- 6) American Association of School Librarians, *National School Library Standards for Learners, School Librarians, and School Libraries*, ALA, 2018, p.4-8.
- 7) American Association of School Librarians, *National School Library Standards for Learners, School Librarians, and School Libraries*, ALA, 2018, p.211-213.
- 8) メディアプログラムとは、学習者や教育者が印刷媒体だけでなく、マルチメディア資料を活用して、読む、見る、聞くのスキルを習得できるように学校図書館が支援する活動計画のことである。
- 9) American Association of School Librarians, *Standards for 21-st Century Learner*, AASL, 2007. <<http://www.ala.org/aasl/standards>>. [引用日：2019-08-05]

- アメリカ・スクール・ライブラリアン協会 (AASL) 編 (全国 SLA 海外資料委員会訳, 渡辺信一 [ほか] 監訳) 『学校図書館メディアプログラムのためのガイドライン』全国学校図書館協議会, 2010, p.13. の日本語訳を参考にした。
- 10) American Association of School Librarians, *National School Library Standards for Learners, School Librarians, and School Libraries*, ALA, 2018, p.212-213.
- 11) アメリカ・スクール・ライブラリアン協会, 教育コミュニケーション工学協会共編 (全国学校図書館協議会海外資料委員会訳) 『インフォメーション・パワー：学校図書館メディア・プログラムのガイドライン』全国学校図書館協議会, 1989, p.49.
- 12) アメリカ・スクール・ライブラリアン協会, 教育コミュニケーション工学協会共編 (同志社大学学校図書館学研究会訳) 『インフォメーション・パワー：学習のためのパートナーシップの構築』同志社大学, 2000, p.6-8.  
役割の日本語訳は上記の文献によった。
- 13) アメリカ・スクール・ライブラリアン協会 (AASL) 編 (全国 SLA 海外資料委員会訳) 『学校図書館メディアプログラムのためのガイドライン』全国学校図書館協議会, 2010, p.18.  
役割の日本語訳は上記の文献によった。
- 14) 中村百合子 「米国学校図書館員協会による新学校図書館基準〈文献紹介〉」『カレントアウェアネス-E』 343, 2018.3. <<https://current.ndl.go.jp/e2006>>. [引用日：2019-08-05]
- 15) American Association of School Librarians, *National School Library Standards for Learners, School Librarians, and School Libraries*, ALA, 2018, p.8.
- 16) American Association of School Librarians, *National School Library Standards for Learners, School Librarians, and School Libraries*, ALA, 2018, p.17.
- 17) American Association of School Librarians, *Standards for 21-st Century Learner*, AASL, 2007. <<http://www.ala.org/aasl/standards>>. [引用日：2019-08-05]
- 18) 中村百合子による「Standards Framework for Learners」邦訳公開サイトに掲載の日本語訳を参考にした。<<https://sites.google.com/rikkyo.ac.jp/aasl2018standards>>. [引用日：2019-10-12]
- 19) 文部省編『学校図書館の手引』は国会図書館デジタルコレクションで見ることができる。<<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1122721>>. [引用日：2019-10-21]
- 20) 文部省編として次のものが刊行されている。  
『学校図書館運営の手びき』明治図書, 1959.  
『学校図書館における図書以外の資料の整理と利用』大日本図書, 1960.  
『小・中学校における学校図書館利用の手びき』東洋館出版, 1961.  
『学校図書館の管理と運用』東洋館出版, 1963.  
『高等学校における学校図書館運営の手びき』大日本図書, 1964.  
『中学校における学校図書館運営の手びき』大阪書籍, 1972.
- 21) 山田泰嗣 「資料センターから学習情報センターへ - 学校図書館メディアの教育的意義と課題をめぐって - 」『教育学部論集』 16, 2005.3, p.150.

- 22) 文部科学省「学校図書館ガイドライン」2016.11 <[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/dokusho/link/1380599.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/1380599.htm)>. [引用日：2019-10-21]
- 23) 学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議「これからの学校図書館の整備充実について（報告）」2016.10. <[http://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/shingi/toushin/\\_icsFiles/afieldfile/2016/10/20/1378460\\_02\\_2.pdf](http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/10/20/1378460_02_2.pdf)>. [引用日：2019-11-26]
- 24) 文部科学省「学校図書館の整備充実について（通知）」2016.11. <[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/dokusho/link/1380597.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/1380597.htm)>. [引用日：2019-11-26]
- 25) たとえば、「これからの学校図書館の活用の在り方等について（報告）」（文部科学省, 2009）や「これからの学校図書館担当職員に求められる役割・職務及びその資質能力の向上方策等について（報告）」（文部科学省, 2014）などがある。
- 26) 全国 SLA のホームページに全国 SLA 制定の各種基準として 14 種類がリストアップされている。<<https://www.j-sla.or.jp/material/index.html>>. [引用日：2019-11-21]
- 27) 全国学校図書館協議会「情報資源を活用する学びの指導体系表」 2019.1. <<https://www.j-sla.or.jp/pdfs/20190101manabinosidoutaikeihyou.pdf>>. [引用日：2019-10-21]
- 28) 全国学校図書館協議会「学校図書館に関する職務分担表」2019.1. <<https://www.j-sla.or.jp/pdfs/20190101syokumubuntanhyou.pdf>>. [引用日：2019-11-21]
- 29) たとえば、「高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）」解説にある【総合的な探究の時間編】によれば、「第 11 章 総合的な探究の時間を充実させるための体制づくり」として、学校図書館の整備が具体的に記載され、学校図書館が読書センター、学習センター、情報センターとしての機能を担う中核的な施設 (p.148-149) とされている。  
<[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/micro\\_detail/\\_icsFiles/afieldfile/2019/03/28/1407196\\_21\\_1\\_1\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2019/03/28/1407196_21_1_1_1.pdf)>. [引用日：2019-11-21]
- 30) 「アクティブラーニング」という用語の表現形については、文部科学省は「アクティブ・ラーニング」と中点「・」をつけているが、論文などでは著者により中点をつけない場合がある。本稿では文部科学省関係の文献では中点をつけ、論文等の引用箇所では著者の表現通りとする。
- 31) 教育課程研究会編著『「アクティブ・ラーニング」を考える』東洋館出版社, 2016, p.110-112.
- 32) 文部科学省「教育課程企画特別部会における論点整理について（報告）」 2015.7, p.11-17.  
<[http://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/shingi/toushin/\\_icsFiles/afieldfile/2015/12/11/1361110.pdf](http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2015/12/11/1361110.pdf)>. [引用日：2019-11-21]
- 33) 溝上慎一「アクティブラーニングと学校図書館の新しい機能」『図書館雑誌』112(2), 2018.2, p.85-86.